

## パブリックコメントにおける御意見と対応内容

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
1	No. 156 4-1-2. (4) 省エネ基準	<p>現在提案されている「温水洗浄便座と一体型の節水型便器にあって、瞬間式（129%以上[★★★]、貯湯式（129%以上 [★★★]）と設定されているが、この貯湯式の規定では、温水洗浄便座（シートタイプ）は商品として存在するが、温水洗浄便座と一体型の節水型便器は商品として存在しない。経済性に優れる製品が排除されることにもなるので、お客様が選択できるよう「温水洗浄便座のエネルギー消費効率の達成率については、貯湯式 100%以上(★★)、瞬間式は 129%以上（★★★）」が適当である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、貯湯式の一体型も対象となるように修正しました。ただし、原則は原案通りとし、但し書きとして次の文章を追記いたしました。「ただし、2018 年 12 月 31 日までに申込する製品のうち温水洗浄便座が貯湯式のものについては、エネルギー消費効率の達成率が 100%以上でもよい。」</p> <p>また、関連する解説（P. 13/19）および付属証明書（P. 3/7）の表現も修正しました。</p>
2	No. 156 4-1-2. (6) RoHS 指令	<p>温水洗浄便座と一体型の節水型便器（給水系含む）も、「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しているため、「4-1-3. 有害物質の制限とコントロール」（6）の「製品の電気・電子部品および温水洗浄便座部品における・・・」の「および温水洗浄便座部品」は削除すべきである。</p> <p>現在、化学物質の含有率基準値対応の保証は一部メーカーしか対応出来ておらず、市場に流通している多くはその保証が出来ていない。従って、市場に出回る製品向けに化学物質の含有率基準値対応の保証を適用されてしまうと、事業活動に大きな支障を来してしまう。</p>	<p>ご意見を踏まえ、温水洗浄便座部品の表現の定義があいまいであったことから、対象を「製品の電気・電子部品における」に統一しました。</p> <p>また、関連する解説（P. 16～18/19）および付属証明書（P. 4/7）の表現も修正しました。</p>
3	No. 157 4-1-1. (1) 表 2 節水性能の基準	<p>B：定流量弁内蔵水栓について、適正流量は 5～8L/分の間を指しているため、規定の文章「・・・適正流量は 5～8L/分以下であること。・・・」の「以下」を削除すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、文章を修正しました。</p> <p>また、関連する付属証明書（P. 3/8）の表現も修正しました。</p>
4	同上	<p>H：節湯水栓（節湯 A1）、I：節湯水栓（節湯 B1）および J：節湯水栓（節湯 C1）について、節湯 A1、B1、C1 については電気を使用するものがあるため、「電気を使</p>	<p>ご意見を踏まえ、「電気を使用しないこと」の規定を削除しました。また、関連する付属証明書</p>

No	該当箇所	御意見（概要）	対応内容
		用しないこと」の規定を削除すべきである。	(P.4～5/8) の表現も修正しました。
5	同上	J：節湯水栓（節湯 C1）について、「湯水栓（節湯 C1）の定義に合致する機構を有していること。」とあるが、「節湯水栓（節湯 C1）」の誤りと思われるため、訂正が必要である。	ご意見を踏まえ、文章を訂正しました。 また、関連する付属証明書（P.5/8）の表現も修正しました。
6	解説 8 ページ目	解説（案）P.8/19 の 5 行目に記載の表現で「一方で、5L/回以下の大便器の出荷率が 7 割を超え主流に・・・」について、出荷率 7 割の出典が不明であれば、「一方で、5L/回以下の大便器が主流に・・・」に修正すべきである。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。
7	解説 9 ページ目	解説（案）P.9/19 の 3 行目に記載の表現で「測定誤差など」という記載が有るが、実際には JIS 解説にあるように陶器・給水部品のばらつきによる変動が主なものであるので、「測定」を削除したほうがよい。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 また、関連する基準書本文（P.5/10）についても表現を修正しました。

意見者 2、意見総数 7